

【農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案及び農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令案についての意見・情報の募集について】

パブリックコメントにおける御意見及びそれに対する考え方

1 募集期間及び提出意見数

募集期間：令和元年8月5日～令和元年9月3日

提出意見数：4件

2 寄せられた御意見とそれに対する考え方

	御意見	考え方
1	<p>農業経営基盤強化促進法施行規則第18条第2号について、いわゆる現行法の農地利用集積円滑化団体の売買等事業の部分であるが、この条文には「買入れる事業」と限定されているが、これまでどおり貸借もできるようにしてもらいたい。農地中間管理事業があることは承知しているが、本県では、農地にハウスを建てるため、土地利用型に比べてリスクを伴う。そのため、農地中間管理機構がハウス付きの農地やこれからハウスを建設するための農地を借り入れる場合は、慎重に取り扱うため、なかなか流動化が進まないのが実態である。そのリスクを市町村等が背負ってでも研修終了後の新規就農者（経営を始めてすぐの方を対象）の就農地及びハウスを確保したいところも多いため、現場では農地中間管理事業だけでなく、これまでの農地利用集積円滑化事業で貸借事業までできるように選択肢を与えてほしい。最終的な目的は、担い手へ農地を集積、集約することであって、手段は農地中間管理事業のみでなく、小回りのきく市町村が取り組める農地利用集積円滑化事業の仕組みをなくすべきではない。</p>	<p>農地利用集積円滑化団体と農地中間管理機構との統合一体化に伴い、改正後の農業経営基盤強化促進法施行規則第18条第2号の2により、これまで利用権の設定等と併せて行う新規就農者の研修事業を継続的に実施している農地利用集積円滑化団体は、改正後においても、当該事業を実施するために利用権の設定等を受けることができることとしたことから、当該措置の活用を検討願います。</p> <p>また、今般の法改正により、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農地の出し手から農地中間管理機構、農地中間管理機構から受け手への権利設定を一括で処理できる仕組みを措置しているところであり、従来にも増して市町村が主体となって農地の利用調整を行った上で農地中間管理機構を活用した権利設定を行いやすくなると考えています。</p> <p>なお、農地中間管理事業であっても、ハウス付きの農地等の借入れを行うことは可能であり、頂戴した御意見については、該当する農地中間管理機構に回付させていただきます。</p>

2	<p>1点目「地代賃借料の設定」 当地区における農地中間管理事業での地代賃借料の設定は「農地利用集積円滑化団体の定める額」とし、農地利用集積円滑化事業に準じ設定している。農地利用集積円滑化事業については事業規定に基づき、地代賃借料の設定をしている。今後、農地中間管理機構が定めることと明文化されているが、詳細な設定方法について明示されたい。</p> <p>2点目「業務委託料の設定」 農地中間管理事業における業務委託料は現在、実支払額方式を採用しており、農地中間管理事業の活動に伴う対価として業務委託料が支払われている。一方、農地利用集積円滑化事業は地権者・担い手から手数料を受領し運営している。農地中間管理事業の実支払額方式では農地中間管理事業の実績が無い委託先にも業務委託料が支払われている事例がある。この状況を改善するため、支払方式の再考をされたい。</p> <p>3点目「代理権限の付与」 農地中間管理機構から委託された内容以外の事項を各JAの営農指導事業での対応（組合員対応の一環）とし、当事項を農地中間管理事業の制度設計者自らが黙認している状況は、制度設計に落ち度がある。限定列举された事項以外の対応について権原を有しない者が現場の判断にて対応することは業務委託契約に反する。農地中間管理事業を推進するにあたり、責任をもった活動を展開していくため、代理権の付与又は包括的な業務委託契約を改正法や改正省令等で明記されたい。</p>	<p>1点目の農地中間管理事業による農用地等の賃料については、各農地中間管理機構が定める農地中間管理事業規程に基づき設定されるものですので、農地中間管理機構に御相談ください。</p> <p>2点目の業務委託料の支払方法については、各農地中間管理機構が定める業務委託に関する規定等に基づき運用されておりますので、農地中間管理機構に御相談ください。</p> <p>3点目については、農地中間管理機構から委託される業務の内容を明確にすることで対応できるものと考えられます。なお、今般新たに措置した農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第21条は、農地中間管理事業に係る業務を委託する際に個別の都道府県知事の承認を不要とする事務のうち省令委任されたものを定めるものであり、同条に規定されていない事務を業務委託できないというものではありません。</p> <p>いずれの御意見についても、今回の政省令案に直接関係するものではなく、今後、提出者と農地中間管理機構との間で調整していただくべき内容と思料されますので、頂戴した御意見については、該当する農地中間管理機構に回付させていただきます。</p>
3	<p>農業経営基盤強化促進法第23条の2の農用地利用規程の特例において、認定農業者や農地中間管理機構以外への権利移動が制限されている点について、公共工事の際に必要な資材置き場等、農用地を一時的に他用途に利用する場合の権利の移動について、当該権利移動の制限の対象外としていただきたい。</p>	<p>農用地の一時転用許可に係る権利移動については、農用地利用規程で定めた地域の受け手以外の者に農地が分散するおそれがないことから、御指摘を踏まえ、権利移動の制限の対象外となるよう修正します（農業経営基盤強化促進法施行規則第21条の4）。なお、当該一時転用の許可については、農地転用許可基準に照らして判断することとなりますので御留意ください。</p>
4	<p>農地転用の不許可要件を追加した農地法改正に関して、制限する事項を規定する本省令案については、農地の集積・集約化を促進するために必要かつ限定的な内容であることから支持する。 なお、本改正の趣旨を鑑みて、農地の保全・集積に係る事務手続については、迅速な対応を希望する。 今後とも社会情勢等を十分考慮いただき、時代に即した改正をお願いしたい。</p>	<p>本省令の改正について、賛成の御意見として承りました。</p>

三 一の農業経営改善計画に、法第十二条第三項に規定する措置として、法第十三条第二項に規定する関連事業者等（法第十二条第一項の認定を受けた農地所有資格法人であつて、当該農業経営改善計画を作成した者（農地所有資格法人である株式会社に限る。）の総株主の議決権の過半を占めているものに限る。）の役員が当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に寄与する者として当該農業経営改善計画を作成した者の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等という。）を兼ねる計画が含まれる場合にあつては、当該役員が次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。

ロ 当該役員が当該農業経営改善計画を作成した者の行う農業に年間三十日以上従事すること。

2 同意市町村が農業経営改善計画が前項第二号又は第三号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。

(削る。)

(新設)

2 同意市町村が農業経営改善計画が前項第二号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。

(農用地の利用状況の報告)

第十六条の二 法第十八条第二項第七号の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を同意市町村の長に提出して行わなければならない。

一 法第十八条第二項第六号に規定する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二 前号の者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

三 前号の農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

(農用地利用集積計画に定めるべき事項)

第十七条 法第十八条第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項（同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）並びに同項第一号に規定する者の農業経営の状況とする。

(法第二十三条の二第二項に規定する事項が定められている農用地利用規程の公告)

第二十一条の三 法第二十三条の二第三項の規定による公告は、法第二十三条第一項の認可の申請があつた旨及び当該申請に係る農用地利用規程について、同意市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(使用及び収益を目的とする権利)

第二十一条の四 法第二十三条の二第五項の農林水産省令で定める使用及び収益を目的とする権利は、農地法第三条第一項本文に規定する権利（所有権を除く。）（仮設工作物の設置その他の一時的な利用（農用地を農用地以外のものにする行為に係るものに限る。）に供するために取得するものを除く。）とする。

第二十一条の五 (略)

四 第一号の者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

五 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

六 第一号の者が法人である場合には、その法人の農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

七 その他参考となるべき事項

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第一号の者が法人である場合には、定款の写し

二 その他参考となるべき書類

(農用地利用集積計画に定めるべき事項)

第十七条 法第十八条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項（同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）並びに同項第一号に規定する者の農業経営の状況とする。

(新設)

(新設)

第二十一条の三 (略)

地域の実態に即した施策の実現に向けた要請書
(案)

令和 元年 11月28日

一般社団法人
北海道農業会議
代表理事会長 多田正光

地域の実態に即した施策の実現に向けた要請

本道農業・農村が今後も持続的に発展していくためには、担い手が将来にわたって意欲と希望を持って営農に取り組むためには、安心して営農に取り組める施策の実現が不可欠であります。

つきましては、地域の実態に即した施策の実現のため、下記のとおり要望いたします。

記

1 国際交渉における基本的な姿勢について

日米貿易交渉においては、我が国における食料等の安定供給を担う本道農業が再生産可能かつ、持続的に発展していくことができるよう、交渉内容や合意による影響などについて、丁寧な情報提供を行うとともに、農産物に対する国内対策の強化を図ること。

また、TPP11、日EU・EPAなど、これまでに締結された協定によって、本道農業と地域社会の持続的発展に支障を及ぼすことがないよう万全の措置を講ずること。

5月の要請時点での表現

農業・農産物を含む他国との協定交渉において、政府並びに与党は国民に対して説明責任を果たすこと。

また、国会においてこれらを審議する際には、国会に対する十分な情報提供と、審議過程での真摯な対応をすすめ、国民が確実に納得できる結論を得ること。

さらに、これまでに締結された協定と発効及び今後の協定締結と発効によって、本道農業と地域社会の持続的発展に支障を及ぼすことがないよう万全の措置をとること。

修正理由

9月に農村確立連絡会議で、緊急要請を行っていることから、日米貿易協定部分の表現を緊急要請に合わせ、表現を修正

日米貿易協定については、9月26日に合意されていること。現時点において止められる状況にはないことから、交渉内容と合意による影響などについて、丁寧な情報提供と国内対策の強化という表現にする。

なお、10月2日（札幌）・3日（帯広・釧路）の3箇所において「日米貿易協定農林水産品の合意内容に関する説明会」が既に実施されている。

2 農政の確立について

自立した国家の条件には、国民の食料を安定的に供給できる農業構造の構築と国家間の互恵に基づいた食料戦略が不可欠である。

そのため、国産農畜産物の生産及び需要拡大を図り、わが国の食料自給率の向上の実現が可能となるよう、地域の実態に即した農地の利用集積と担い手の育成など、こうした地域の農業づくりに取り組みなどについて、新たな「食料・農業・農村基本計画」に具体的に盛り込むこと。

3 農地集積対策の推進について

貸借を中心とした現行の農地集積では、不在村地主・所有者不明農地等における耕作放棄の未然防止を図ることはできても、基盤整備等による農地改良については、農地改良に係る費用負担の観点から困難であり、こうした農地においては、いずれ生産力の低下を招く可能性がある。

そのため、農地利用の最適化と優良農地の保全の観点から、担い手への所有権移転による農地集積の促進も政策として明確に位置付けること。

4 担い手の育成対策の強化について

(1) 家族経営の継承対策について

農業後継者が親から経営の継承を受けるにあたり、個人版事業承継税制が構築されたことにより、一定の事業承継については、対策が講じられたところであるが、畜産経営等において、農業用資産への投資を行っている農業経営においては、多額の負債を有しているケースが見受けられる。

個人版事業承継税制では、特定事業用資産の贈与に限定されていることから、こうした経営においては、継承する親には、負債のみが残り、その後の償還に支障が生ずることが想定される。

そのため、個人版事業承継税制の検証を行うと共に、家族経営の円滑な継承に向けた新たな税制上の仕組みや資金対応等について検討すること。

(2) 新規就農対策について

土地利用型農業を目指す新規就農では、経営開始に係る初期投資が多額に上がることから、就農後における農業経営の安定に期間を要している状況にある。

そのため、新規就農に伴う研修、農地・施設・機械等の取得について、総合的な支援施策を構築すること。

5 被災地の復興対策について

平成28年の台風並びに平成30年北海道胆振東部地震により被災した農地については、復旧工事後の生産力維持向上のため、継続的な支援を行うこと。

6 農業委員会組織の体制強化と予算確保について

市町村農業委員会は、農地法許可事務、農地の利用状況調査・利用意向調査、農地台帳の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行する独立した行政委員会である。このため、市町村の財政状況に左右されず、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について必要額を確保すること。

農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金については、農地利用の最適化に関する業務の執行に必要な額を確保すること。

機構集積支援事業については、農地台帳の整備、遊休農地の解消・未然防止、農地法等に基づく業務を効率的に支援するため、必要額を確保すること。

北海道農業・農村が今後も持続的に発展していくために、担い手が将来にわたって意欲と希望を持って、営農に取り組める施策の実現のため、地域の実態に即した施策の実現に向け、次事項を提案します。

北海道農業・農村をめぐる情勢

- 1 国際情勢
 - 日米貿易協定の合意
 - TPP11や日EU・EPAの発効
- 2 食料自給率の低下
 - カロリーベースで37%台に低下
- 3 農地流動化の動向
 - 農地の流動化は、約4万ha
 - 売買と貸借は、5対5で拮抗
- 4 担い手対策の現状
 - 高齢化の進行
(農業就業人口の65歳以上が占める割合は約4割)
 - 農家戸数は、減少傾向
(H30：約35,800戸)
- 5 被災地の復興の状況
 - 北海道胆振東部地震の農地の復元等は、令和2年度をもって完了予定
- 6 農業委員会予算の確保の必要性
 - 農業委員会組織が活用する補助事業の予算の不足

現状の課題

- 1 国際情勢
 - 日米貿易協定等の影響等に関する情報の不足
 - TPP等については、今のところ、大きな影響は出ていないが、今後、関税の引き下げ率が年々増加することへの懸念
- 2 食料自給率の低下
 - 食料自給率の向上の必要性
- 3 農地流動化の動向
 - 基盤整備など営農環境を整備するためには、耕作者が農地を所有することが望ましい。
- 4 担い手対策の必要性
 - 農家後継・新規就農の育成
 - 個人版事業承継税制のみでは不十分(親に借金だけが残る。)
- 5 被災地の復興支援
 - 農地を復元しても、すぐには地力は回復しない。
- 6 農業委員会予算の確保の必要性
 - 予算の不足により、農地利用の最適化のための研修・活動に影響

要望事項

- 1 国際情勢
 - 日米貿易協定の内容・影響に関する情報提供の必要性
 - TPP等により営農に支障をきたさないための対策の強化・充実
- 2 食料自給率の低下
 - 食料自給率を向上するための農政の展開
- 3 農地流動化の動向
 - 所有権移転による農地集積の促進
- 4 担い手対策の必要性
 - 親子間売買制度の構築
 - 総合的な新規就農対策の構築
- 5 被災地の復興支援
 - 復元工事完了後の支援の必要性
- 6 農業委員会予算の確保の必要性
 - 農業委員会予算について必要な額の確保